

平成21年1月28日

民放労連ケイ・ビー・シー映像労働組合
執行委員長 田 中 孝 之 殿

株式会社ケイ・ビー・シー映像
代表取締役社長 笹 粟 哲 朗

リフレッシュ休暇制度(注:平成8年度より実施)は、当社就業規則の中で確かに正社員を対象にしてありますが、正社員以外の従業員を含めた包括的な規程が当社にはありません。

また、貴労働組合も、この制度に関連した手当(注:平成11年度より「リフレッシュ手当」を凍結し、平成20年度に凍結解除)を正社員以外の者、すなわち契約スタッフについても要求しておりました。

このような経緯を踏まえ、会社は次の規程(案)を作成しましたので、貴労働組合と協議の上、来年度より実施したいと考えております。

リフレッシュ休暇制度規程(案)

(目的)

第1条

この規程は、心身のリフレッシュによる社員の活性化および社員の家族への慰労、社員の自己啓発の場の提供を目的として定め、その円滑な運用を図り、今後の日常生活および勤務に新たな活力をもって望むことができるようすることを目的とする。

(適用範囲)

第2条

この規程は、就業規則第65条に基づく当社の正社員および契約スタッフ(以下、「従業員等」という)に適用し、アルバイトおよび嘱託社員には適用しない。

(対象者)

第3条

対象者は入社後の2年度目からとし、初年度は取得できない。

(リフレッシュ休暇および手当)

第4条

リフレッシュ休暇および手当は下記の表の通りとする。

対象者	休暇日数	手 当
正社員	5日	30,000 円
契約S	3日	15,000 円